

利根町告示第 8 1 号

平成 2 0 年第 3 回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 0 年 9 月 1 日

利根町長 井 原 正 光

- 1 . 招 集 の 日 平成 2 0 年 9 月 4 日
- 2 . 招 集 の 場 所 利根町議会議場

平成20年第3回利根町議会定例会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	9 . 4	木	本会議	開会 提出議案説明（一部採決・委員会付託）	午前10時
2	9 . 5	金	本会議	提出議案説明（一部採決） （特別委員会付託）	午前10時
3	9 . 6	土	休 会	議案調査	
4	9 . 7	日	休 会	議案調査	
5	9 . 8	月	本会議	一般質問（5人）	午前10時
6	9 . 9	火	本会議	一般質問（4人）	午前10時
7	9 . 10	水	委員会	付託審査（特別委員会）	
8	9 . 11	木	委員会	付託審査（特別委員会）	
9	9 . 12	金	委員会	付託審査（特別委員会）	
10	9 . 13	土	休 会	議案調査	
11	9 . 14	日	休 会	議案調査	
12	9 . 15	月	休 会	議案調査 (敬老の日)	
13	9 . 16	火	委員会	付託審査（特別委員会）	午前10時
14	9 . 17	水	委員会	付託審査（特別委員会）	午前10時
15	9 . 18	木	休 会	議案調査	
16	9 . 19	金	本会議	委員長報告 質疑・討論・採決  閉会	午前10時

平成20年第3回  
利根町議会定例会会議録 第1号

平成20年9月4日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石井博美君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蓮沼均君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	蛭原一博
書記	坂本隆雄

1. 会議録署名議員

2番 高木博文君

3番 西村重之君

1. 議事日程

---

議事日程第1号

平成20年9月4日(木曜日)

午前10時開会

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議員提出議案第8号 利根町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議員提出議案第9号 利根町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議員提出議案第10号 利根町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第6 議案第51号 平成20年度利根町一般会計補正予算(第2号)専決処分について

日程第7 議案第52号 利根町職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第53号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第54号 利根町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第55号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第56号 利根町基金設置条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第57号 利根町民すこやか交流センター条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第58号 平成20年度利根町一般会計補正予算(第3号)

日程第14 議案第59号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第15 議案第60号 平成20年度利根町老人保健特別会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第61号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第62号 平成20年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第1号)

日程第18 議案第63号 平成20年度利根町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第19 議案第64号 平成20年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第20 議案第65号 平成20年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第21 請願第7号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を  
求める請願  
日程第22 請願第8号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の件  
日程第3 議員提出議案第8号  
日程第4 議員提出議案第9号  
日程第5 議員提出議案第10号  
日程第6 議案第51号  
日程第7 議案第52号  
日程第8 議案第53号  
日程第9 議案第54号  
日程第10 議案第55号  
日程第11 議案第56号  
日程第12 議案第57号  
日程第13 議案第58号  
日程第14 議案第59号  
日程第15 議案第60号  
日程第16 議案第61号  
日程第17 議案第62号  
日程第18 議案第63号  
日程第19 議案第64号  
日程第20 議案第65号  
日程第21 請願第7号  
日程第22 請願第8号

---

午前10時00分開会

議長（岩佐康三君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成20年第3回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

議長（岩佐康三君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

閉会中において、会議規則第119条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付してありますとおり議会議員（高木議員）を派遣いたしましたので、報告をいたします。

次に、町長から、平成19年度利根町健全化判断比率・資金不足比率の報告がありました。監査委員から、平成20年5月分から7月分の現金出納検査の結果及び平成19年度決算審査意見書等について報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付してあります。

次に、町長並びに議員から議案が提出されておりますので、報告させます。

議会事務局長吉浜昇一君。

〔議会事務局長吉浜昇一君登壇〕

議会事務局長（吉浜昇一君） 今期定例会に、町長から、専決処分1件、条例の一部改正6件、補正予算8件、決算認定の件8件、議員から、条例の一部改正2件、会議規則の一部改正1件、計26件の議案が提出されましたので、ご報告いたします。

議案第51号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第2号）専決処分について

議案第52号 利根町職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

議案第53号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第54号 利根町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

議案第55号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第56号 利根町基金設置条例の一部を改正する条例

議案第57号 利根町民すこやか交流センター条例の一部を改正する条例

議案第58号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第3号）

議案第59号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第60号 平成20年度利根町老人保健特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第62号 平成20年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）

議案第63号 平成20年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第64号 平成20年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

議案第65号 平成20年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第66号 平成19年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件

議案第67号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第68号 平成19年度利根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第69号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第70号 平成19年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第71号 平成19年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第72号 平成19年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第73号 平成19年度利根町水道事業会計決算認定の件

議員提出議案第8号 利根町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議員提出議案第9号 利根町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

議員提出議案第10号 利根町議会会議規則の一部を改正する規則

以上で、報告を終わります。

議長（岩佐康三君） 報告が終わりました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

---

議長（岩佐康三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって、

2番 高木博文君

3番 西村重之君

を指名いたします。

---

議長（岩佐康三君） 日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの通算16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月19日までの16日間に決定いたしました。

会期の内訳は、お手元に配付の会期日程のとおり行いたいと思います。ご協力のほどお願いいたします。

---

議長（岩佐康三君） 審議に入るに当たり、本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） おはようございます。

平成20年第3回利根町議会定例会の開会に当たり、提出議案の総括説明に先立ちまして、町政の一端を申し上げます。

まず初めに、先月末、活発な前線と低気圧の影響で、東海や関東地方では記録的な豪雨

に見舞われました。地域によっては、1時間に100ミリを超える雨量を記録し、家屋への浸水や土砂崩れ、河川の増水等の被害をもたらし、尊い人命までもが奪われました。幸いにして、本町におきましては、被害の発生はございませんでした。被災地の一日も早い復旧を願いますとともに、被災者に対し心からご冥福とお見舞いを申し上げます。

続きまして、町政の近況についてご報告申し上げます。

今年度も、まもなく折り返しの時期に入っております。今年度予定しております各種事業におきましては、事前調査や設計、仕様書の作成等を進めてまいりました。これから、工事の発注等、本格的な事業の展開に入っております。貴重な財源をもととしたこれらの事業の有効かつ効果的な執行に、全職員一丸となって当たっております。

次に、各分野における施策等について申し上げます。

初めに、用途地域の見直しと学校跡地利用について申し上げます。

昨年度一部見直しをいたしました総合振興計画との整合性を図るため、現在、都市計画マスタープランの見直しを進めております。ご承知のように、都市計画マスタープランは、総合振興計画に即して、長期的視野に立った将来的な土地利用や土地施設整備の基本的な方針を定めるものでございます。

この都市計画マスタープランの見直しとあわせて、旧利根中学校跡地の用途地域の見直しを行ない、土地の高度利用を図っていきたいと考えております。この跡地利用につきましては、多くの方からさまざまなご意見やご提言等をいただいておりますが、それらを拝聴いたしまして共通しているものは、この跡地を活用して財源を確保し、しっかりとした財政基盤をつくっていく必要があるとした点でございます。私も、この跡地利用につきましては、町にとっての生命線であり、自主財源の確保につなげていきたいと考えております。まずは土地の高度利用が図れる条件を整えて、その上で広く情報を発信し、跡地を利用したいと願う企業等を募っていきたいと考えます。

次に、認知症予防対策事業についてでございますが、平成13年度から国の研究事業として取り組んでいる認知症予防対策事業は、本町を含む全国4カ所で行われておりますが、その中で本町の取り組みである「利根プロジェクト」は、高い評価をいただいております。このほど、厚生労働省におきまして、今後の認知症対策をさらに効果的に推進するため、認知症の医療と生活を高める緊急プロジェクトが設置されました。これを受けまして、先般、厚生労働省の専門官が来庁され、ぜひ、本町でこれまで取り組んできました認知症予防対策事業の成果を踏まえて、全国で今後300万人以上とされる認知症患者の対策のため、これからも厚生労働省と一緒に認知症対策緊急プロジェクトの一端を担っていただきたいとお話ございました。これまで多くのボランティアの方や町民の皆様方のご理解とご協力のもとで行ってこられたこの事業が、今後の国の認知症対策の推進に大きな貢献につながることも重要な事業となります。このようなお話をいただいたことを大変誇りに思いますとともに、改めてこれまで懸命に取り組んでいただいております関係各位に心

から感謝を申し上げる次第でございます。

次に、農業の振興について、申し述べてまいります。

本町は、豊かな水と肥沃な水田に恵まれ、町の基幹産業として農業が発展してきました。この恵まれた条件と首都圏近郊という地理的好条件も相まって、これまで、つくれば売れるという生産意識だけが先行していたように感じています。しかし、これからは、喜んで食べてもらえるという、消費者ニーズに積極的にこたえていく意識に転換していかなければなりません。国や県、町で多くの補助金を交付し、条件整備や産地づくりを進めておりますが、これらの政策と生産者の意識の改革、そして、やる気が合わさって農業の発展に結びつくものと思います。

また、本町は、農地の基盤整備が他の市町村と比べても大変おくれております。土地を集積し、米以外のさまざまな作物が生産可能な汎用性のある圃場に整備していくことは、これからの農業を考えると、とても重要なことであると私は思っています。

そこで、現在、154ヘクタールの事業地面積を持つ利根北部地区基盤整備事業を進めているところでございますが、この事業の調査につきましては、平成19年までにほぼ終了し、平成21年度に国への本申請を目指しております。さらに、利根西部地区におきましても、地権者のご理解をいただきながら、基盤整備事業を進めてまいりたいと思っております。

先月、平成19年度の食糧自給率等が公表されました。カロリーベースでの食糧自給率は、小麦の生産量の増加や米の消費量の増加などを主な要因に、前年度より1ポイント上昇し、40%となりました。燃料や肥料等の価格が大幅に上がる一方で、米価の伸びが期待できず、農業を取り巻く情勢はますます厳しさを増していますが、本町の基幹産業である農業の振興に、関係機関や営農組合などと連携をとりながら、引き続き力を入れてまいりたいと考えております。

次に、国民文化祭に合わせた本町の取り組みについて申し上げます。

ご承知のように、本年11月に「第23回国民文化祭茨城2008」が本県を会長に開催されます。この国民文化祭は、全国で活動している文化・芸術活動の愛好者や団体が一堂に会する国内最大の文化・芸術の祭典であります。茨城県の玄関口である本町といたしましても、この祭典に合わせて、各種団体等のご協力をいただき、写真展やウォーキング、地場産業祭などを開催してまいりたいと思っております。そして、これらの活動を通じて、郷土への愛着と町民相互の交流が図れればと願っております。

次に、地域活性化に向けた取り組みについて申し上げます。

利根川の流れに寄り添う本町は、水との長い闘いの歴史とともに、古来より多くの恩恵を利根川から受けてきました。この利根川は、江戸時代、江戸に食糧などの物資を運ぶ多くの船が行き交い、川沿いの町では河岸ができ、大変栄えました。中でも高瀬舟は有名でありましたが、戦後、物資輸送は陸路へと変わり、舟運は衰退していきました。この舟運を復活させて地域の活性化につなげることができないものかと、茨城県、千葉県、両県の

利根川流域19市町村が利根川舟運地域づくり協議会立ち上げ、先日、その総会が開催され、出席してまいりました。

この協議会が提案している利根川舟運による地域活性化事業は、国の地方元気再生事業にも選ばれております。本町も、この協議会の一員として、利根川流域市町村と手を携えながら、活性化に向けた取り組みに力を入れてまいりたいと考えております。

また、あわせて利根町は、利根緑地運動公園が国の補助によって整備されておりますことから、町内、あるいは町外との交流の場としても、この地の利活用を進めてまいりたいと考えます。

次に、県南水道企業団への加入に向けた状況について申し上げます。

本町と県南水道企業団の双方で委託をいたしました統合検討資料ができ上がりまして、現在、事務レベルで、その資料をもとに、着々とすり合わせや問題点等の洗い出し作業を進めております。引き続き、早期に加入できるよう誠意努力してまいります。

最後に、龍ヶ崎地方衛生組合の損害請求について、ご報告申し上げます。

本町を含む8市町村で構成する龍ヶ崎地方衛生組合が、平成15年に発注した汚泥再生処理センターの建設工事を受注したJFEエンジニアリングに対し、談合で受けた損害額を3億4,965万円と査定し、同社に対して9月8日までに支払うよう、8月25日に通知を送りました。本町といたしましても、多額の貴重な財源を負担しておりますので、副管理者の1人として努力していく所存であります。

以上、主な施策等について申し述べましたが、引き続き、利根町発展のため、町政運営に全力を傾注してまいりますので、ご支援、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行ないます。

今期定例会におきましては、専決処分が1件、条例改正が6件、補正予算が8件、決算の認定が8件の、合計23件のご審議をお願いする次第であります。

議案第51号は、平成20年度利根町一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてで、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第52号は、利根町職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例で、関係法律の改正により、公益法人等に関する規定を改めるものであります。

議案第53号は、利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、地方自治法の改正により、議員報酬に関する規定を改めるものであります。

議案第54号は、利根町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例で、地方自治法の改正により、議員報酬に関する規定を改めるものであります。

議案第55号は、利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例で、地籍調査の成果資料を交付する際の手数料徴収に関する規定を新たに加えるため、改正するものであります。

議案第56号は、利根町基金設置条例の一部を改正する条例で、利根町成田線整備基金の

目的及び処分規定を改めるものであります。

議案第57号は、利根町民すこやか交流センター条例の一部を改正する条例で、町内公共施設における印刷機使用料を統一するため、使用料を改めるものであります。

議案第58号は、平成20年度利根町一般会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ2億326万5,000円を追加し、総額を52億8,048万9,000円とするものであります。歳入の主なものは地方交付税や繰越金で、歳出の主なものは基金費であります。

議案第59号は、平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で、事業勘定の歳入歳出それぞれに4,858万3,000円を追加し、総額を19億9,812万1,000円とし、また、直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ991万3,000円を追加し、総額を1億1,241万1,000円とするものであります。

議案第60号は、平成20年度利根町老人保健特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ3,296万5,000円を追加し、総額を1億6,653万3,000円とするものであります。

議案第61号は、平成20年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ1,460万1,000円を追加し、総額を3億6,793万1,000円とするものであります。

議案第62号は、平成20年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ493万6,000円を追加し、総額を1,402万2,000円とするものであります。

議案第63号は、平成20年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ2,813万円を追加し、総額を9億4,362万円とするものであります。

議案第64号は、平成20年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ753万9,000円を追加し、総額を1,217万1,000円とするものであります。

議案第65号は、平成20年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）で、収益的収入及び支出の水道事業費用を373万円を追加し、総額を3億7,897万9,000円とし、資本的収入及び支出の資本的支出を28万1,000円追加し、総額を1億3,076万5,000円とするものであります。また、職員給を195万1,000円減額し、総額を5,668万2,000円とするものであります。

議案第66号から議案第72号までは、平成19年度利根町一般会計、利根町国民健康保険特別会計、利根町老人保健特別会計、利根町公共下水道事業特別会計、利根町営霊園事業特別会計、利根町介護保険特別会計、利根町介護サービス事業特別会計、それぞれの歳入歳出決算認定の件で、地方自治法の規定により議会の認定を求めるものであります。

議案第73号は、平成19年度利根町水道事業会計決算認定の件で、地方公営企業法の規定により議会の認定を求めるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明させたいと思います。お手元の議案書等によりご審議の上、適切な議決を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（岩佐康三君） 総括説明が終わりました。

議長（岩佐康三君） 日程第3、議員提出議案第8号 利根町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者五十嵐辰雄君。

〔提出者五十嵐辰雄君登壇〕

提出者（五十嵐辰雄君）

議員提出議案第8号

平成20年9月4日

利根町議会議長 岩 佐 康 三 様

提出者	利根町議会議員	五十嵐辰雄
賛成者	同	佐々木喜章
賛成者	同	会田 瑞穂

利根町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

それでは、提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正により、議員の報酬に関する規定を改めたいので提案します。

次のページをごらんください。

利根町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
利根町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成2年利根町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次に、ページの新旧対照表により、ご説明申し上げます。

現行と改正案につきましては、下線の部分が改正するところです。これは、議員の報酬の支給方法等に関する規定を、他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を「議員報酬」に改めることです。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから、本案に対する質疑を行ないます。

質疑を打ち切ります。

討論を行ないます。

討論を打ち切ります。

これから採決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第8号 利根町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議員提出議案第8号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第4、議員提出議案第9号 利根町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者五十嵐辰雄君。

〔提出者五十嵐辰雄君登壇〕

提出者（五十嵐辰雄君）

議員提出議案第9号

平成20年9月4日

利根町議会議長 岩 佐 康 三 様

提出者 利根町議会議員 五十嵐辰雄

賛成者 同 佐々木喜章

賛成者 同 会田 瑞穂

利根町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正により、対応する規定を改めたいので提案します。

次のページをごらんください。

利根町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

利根町議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年利根町条例第15号）の一部を次のように改正する。

これは、次のページに新旧対照表がございます。現行と改正案につきましては下線が引いてあります。この第1条の下線の部分の条文の項番号を繰り下げるものです。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから、本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第9号 利根町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議員提出議案第9号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第5、議員提出議案第10号 利根町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者五十嵐辰雄君。

〔提出者五十嵐辰雄君登壇〕

提出者（五十嵐辰雄君）

議員提出議案第10号

平成20年9月4日

利根町議会議長 岩 佐 康 三 様

提出者	利根町議会議員	五十嵐辰雄
賛成者	同	佐々木善章
賛成者	同	会田 瑞穂

#### 利根町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。それでは、提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、法第100条第12項に「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」の規定が新たに設けられたため、規則を改めたいので提案します。

次のページをごらんください。

#### 利根町議会会議規則の一部を改正する規則

利根町議会会議規則（平成元年利根町規則第20号）の一部を次のように改正する。

これにつきましては、次のページに利根町議会会議規則新旧対照表がございます。これは現行と改正案でございますが、下線の部分が改正する部分でございます。今までは、全員協議会につきましては、あくまでも通常の会合でしかなかったわけでございますが、この地方自治法の改正によりまして、議会活動として会議規則に規定することによりまして、法的な議会活動として位置づけられました。そして、議員活動の拡大と透明性の確保に大

きく貢献されると思います。そのために、会議規則の改正を提案したものでございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから、本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第10号 利根町議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議員提出議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第6、議案第51号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてを議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第51号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第51号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第2号）の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款17繰入金、目1財政調整基金繰入金で40万円を増額するものでございます。これは、歳出のための財源として充てるものでございます。

次に、歳出でございますが、款7土木費、目2公園費で40万円を増額するものでございます。これは、茨城県開発行為申請手数料を計上したものでございます。今回の専決処分は、押付本田地区のスーパー堤防整備事業に伴います上曽根運動公園拡張整備事業に関しまして、茨城県手数料徴収条例の規定により、茨城県開発行為許可申請手数料を負担す

る必要があったことによるものでございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

議案第51号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第51号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第51号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第7、議案第52号 利根町職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、議案第52号 利根町職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明いたします。

これは、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正に伴いまして、例規を整備するため提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

現行の条例名「利根町職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例」とあるものを、改正案では「利根町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」と改めるものでございます。

次に、第1条本文中の現行の下線部分「公益法人等」とあるものを、改正案では「公益的法人等」と改めるものでございます。

公益法人が公益的法人と改められましたのは、公益法人認定法の規定による公益法人、これは公益社団法人または公益財団法人を指しますが、これらと区別する必要性が生じたため、公益的法人とするものでございます。

附則規則におきまして、上位法の施行期日に合わせまして、この条例は平成20年12月1日から施行すると規定するものでございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから、本案に対する質疑を行ないます。

12番飯田 勲君。

〔12番飯田 勲君登壇〕

12番（飯田 勲君） ただいま総務課長から説明がありましたが、公益法人と公益的法人ということで、「的」が入って改正になるわけですが、先ほど、公益法人の中では二つぐらい理由を挙げられたのですが、公益的法人というところの範囲にまで拡大されるのか、具体的にご説明をお願いします。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、公益的法人と公益法人の違いについて、ご説明いたします。

公益法人認定法で言う公益法人とは、財団法人、それから社団法人といったものが含まれます。また、今回出している公益的法人というのは、一部事務組合とか、例を挙げますと、茨城県租税債権管理機構、それから茨城県後期高齢者医療広域連合といったものが、公益的法人というふうに分かります。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第52号 利根町職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第8、議案第53号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、議案第53号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足して説明申し上げます。

これは、地方自治法の一部改正により、議員の報酬に関する規定を整備するため提案するものでございます。

参考資料の方をごらんいただきたいと思います。

現行の地方自治法「第203条」とあるものを、改正案では「第203条の2第4項」と改めまして、現行では括弧書きの中に（議会の議員を除く）とあるものを、改正案では削除するものでございます。

これは、改正前の地方自治法第203条の規定から、議会議員に関する規定が削られまして、改正後は同条が第203条の2に繰り下げられたことによるものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行すると規定するものでございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから、本案の対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第53号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第9、議案第54号 利根町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、議案第54号 利根町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

これにつきましても、地方自治法の一部改正により、議員の報酬の名称が「議員報酬」と改正されたため、議員の報酬に関する規定を整備するため提案するものでございます。

新旧対照表でご説明申し上げます。

現行の第2条中「議会の議員の報酬」と下線の部分を、「議員報酬」と改めるものでございます。それから、その下の「報酬等」とあるものを、改正案では「議員報酬及び給料」と改めるものでございます。

附則によって、この条例は公布の日から施行すると規定するものでございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから、本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第54号 利根町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第10、議案第55号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、議案第55号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、利根町手数料徴収条例に、地籍調査の成果資料を交付する際の手数料を新たに加えたいため、改正するものでございます。

地籍調査の成果につきましては、一般的には公図といわれておりますものの写しと、各

筆ごとにございます座標値を都市建設課の方で一括して管理しておりますけれども、これまで、この成果の交付につきましては、コピー代のみをいただいておりますけれども、これらの成果につきましては、法務局でも取得することができるものでございまして、一般的には測量業を営んでいる事業者が交付申請されることが多ございまして、法務局におきましては地図の写しの交付手数料が500円とされていることなど、また、全国の自治体の手数料を参考といたしまして、利根町におきましても、交付手数料を1筆につき500円と定めたものでございます。

参考ですけれども、利根町でのこの件に関しまして、交付件数は20件から30件でございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから、本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第55号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第11、議案第56号 利根町基金設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第56号 利根町基金設置条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

参考資料といたしまして、利根町基金設置条例新旧対照表の方でご説明申し上げたいと思います。

現行の利根町成田線整備基金の項の目的及び積立ての額・処分の下線部分「成田線の複線化を促進する事業」を、改正案の目的及び積立ての額・処分の下線の部分「成田線の輸

送力の強化と利便性の向上を図るための事業」のように改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。

利根町成田線整備基金につきましては、今後、成田線の輸送力の強化と利便性の向上を図るための事業に充てることにより、本町のまちづくりに資するために、資金の目的及び処分規定を改めたいので提案するものでございます。

J R 成田線の輸送力の強化と利便性の向上につきましては、複線化をすることが抜本的な解決策でございます。このため、昭和54年に成田線沿線11市町村で構成する「成田線複線化促進期成会」を結成いたしまして、J R 東日本あるいは関係機関に対して強力に要望活動を行ってきた経過がございます。その結果、平成6年12月にJ R 東日本から、成田線輸送改善計画、これは部分複線化計画が考慮されております。しかし、平成5年度をピークに成田線の利用者が減少に転じまして、平成17年度までの12年間に、我孫子駅と成田駅を除く中間駅8駅の平均利用者数は、1日当たり3万940人から2万3,507人へと約2割ほど減少する状況になりました。このことから、収支採算性の見通しが立たないという理由によりまして、平成9年に部分複線計画が凍結されております。

これまでの複線化の要望に合わせまして、朝夕の増便や最終電車の繰り下げ運転など、利便性の向上のための要望活動を行ってきたわけですが、関係市町村とさまざまな協議を行いました結果、平成20年度に新たに「成田線活性化推進協議会」を結成いたしました。当面の課題でございます成田線の輸送力の強化と利便性の向上のための事業を実現し、沿線内外の利用促進を図り、成田線の活性化ができるように、J R 東日本などに働きかけをしていくこととなった次第であります。

本町にとりましては、J R 成田線の輸送力の強化と利便性の向上は、東京、成田方面への通勤、通学などの足の確保による本町の定住促進によるまちづくりの重要な課題でもあると思われることから、基金の目的及び処分規定の改正のご審議をお願いするものでございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから、本案に対する質疑を行ないます。

13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番（若泉昌寿君） ただいま企画課長の方から説明がありましたので、内容はよくわかりました。最初、この目的基金は、成田線の複線化ということで積み立てられたのですが、今説明がありましたように、年々乗客が減っていると、そういうことも私も理解しております。

住民の方たちは、あくまでも成田線の複線化を求めていると思いますね。だから、ここでこの議案が可決した場合、住民の方たちには説明はしなければいけないと思いますが、その説明をどのようにしていくのか、その点、お伺いしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） 町民の皆様方には、成田線活性化推進協議会の活動内容等をお知らせしていきたいと思っております。また、協議会では、事務局が今我孫子市さんになっておりますが、ホームページがございまして、成田線のイベント、あるいは歴史、それと、各駅ごとの名称、寺社仏閣等のPR等も行っております。

それと、昨年も実施いたしました、ことしも11月16日に、布佐駅から出発しまして印西市の木下駅までの「駅からハイキング」等を実施することになっております。まず利根町の方に来まして、それから我孫子市さんに行って、最終的に印西市の方に行くということで、その準備もただいま進めておりますので、そういうさまざまな活動を通して利便性を向上していくということで、事業内容等についても、住民の皆様方にお知らせしていきたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） よくわかりました。今度の名称が変わりましても、成田線につきましても、恐らく本数と、また、終電車を今までよりも遅く走らせるということが強化の目的だと思いますので、住民の方たちの足なものですから、ぜひとも強化できるように頑張ってくださいと思います。終わります。答弁、結構です。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行いません。

討論を打ち切ります。

これから採決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第56号 利根町基金設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第12、議案第57号 利根町民すこやか交流センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第57号 利根町民すこやか交流センター条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にございますとおり、町内公共施設における印刷機使用料を統一するため、当該施設の使用料を改めたいので提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

別表（第10条関係）でございますが、印刷機の使用料につきまして、現行では「1製版につき50円」でございます。これを改正案で、「1製版につき80円」、また、「印刷枚数100枚まで50円、以降100枚を超えるごとに50円を加算」と改めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成20年10月1日から施行すると。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから、本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第57号 利根町民すこやか交流センター条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 暫時休憩をいたします。再開を11時20分からいたします。

午前11時08分休憩

---

午前11時20分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第13、議案第58号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第3号）及び日程第20、議案第65号 平成20年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）までの8件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第58号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第3号）及び議案第65号 平成20年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）までの8件を一括議題といたします。補足説明を求めます。

まず、議案第58号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第58号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第3号）について、補足してご説明申し上げます。

4ページをお開き願いたいと思います。

4ページの下の方ですけれども、第2表継続費補正でございます。款2総務費、項1総務管理費、事業名が、新地方公会計制度研究会報告書に基づき普通会計財務書類施策業務ということでございます。総額が110万3,000円で、年割額につきましては、そこに記載のとおりでございます。

これは、地方公会計改革の整備促進としまして、総務省が公表いたしました新地方公会計制度実務研究会報告書に基づく財務書類などの作成支援業務を行うもので、財務書類は、人口3万人未満の市町村は、平成23年秋を目途に公表が義務づけされているものでございます。

本町においては、平成19年度決算をもとに、普通会計の財務書類を試みとして作成するため、当初予算で110万3,000円を計上してございますけれども、この書類作成のためには、公有財産の減価償却や時価評価などを考慮した財産台帳の整備が不可欠であり、資産評価等に手間と時間がかかるため、継続費として2カ年にわたり公認会計士等の助言をいただきながら整備を進めたいために、継続費の補正をお願いするものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款8地方特例交付金、目1地方特例交付金で1,138万円を増額するものでございます。これは、平成20年度分といたしまして1,638万1,000円に交付金が決定されたことによるものでございます。

次に、目1特別交付金でございますが、136万3,000円を増額するものでございます。平成20年度分といたしまして336万3,000円に交付金が決定されたことによるものでございます。

続きまして、款9地方交付税で6,381万8,000円を増額でございます。本年度の普通交付税が14億6,381万8,000円に決定したことによるものでございます。前年度に比較しまして2,967万2,000円、約2%の増となっております。

次に、款14県支出金、目4農林水産業費県補助金で129万2,000円を増額するものでございます。これは、茨城県において平成20年度からスタートしました森林補償環境税の活用

事業としまして、平地林や里山等の整備事業のため、事業費として全額が補助されるものでございます。

次に、目1 総務費県委託金で3万4,000円を増額するものです。これは、住宅・土地統計調査委託金で、茨城県から委託金の内示があったことによるものでございます。

続いて、款17繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金で、13万円を減額するものでございます。これは、今回の補正の財源調整により、戻し入れをするものでございます。

次のページをお願いいたします。

項2 特別会計繰入金で5,612万円を増額するものでございます。これは、目1 国民健康保険特別会計（事業勘定）繰入金から目4 介護サービス事業特別会計繰入金まで、それぞれの特別会計の平成19年度の事業費が確定したことに伴う精算による繰り入れでございます。

次に、款18繰越金で6,936万1,000円を増額するものでございます。前年度から1億6,936万1,000円の繰越金がございます、当初に計上いたしました予算額の差額を補正するものでございます。

続きまして、款19諸収入、項5 雑入、目3 雑入で2万7,000円を増額するものでございます。

この説明にもありますとおり、雇用保険料個人負担金立替分及び平成19年度児童手当国庫負担金の追加交付分を計上したものでございます。

続いて、9ページの歳出でございますが、今回の補正のうち、款1 議会費から款9 教育費までの節2 給料、節3 職員手当等、及び節4 共済費の職員の人件費につきましては、人事異動に伴うもの、期末手当成績率の見直し、及び共済組合負担金の負担率の改定などによる増減分でございます。

それ以外のものにつきまして、ご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款2 総務費、目1 一般管理費の最後に、備品購入費としまして25万円を計上してあります。これは、茨城県租税債権機構に派遣している職員が、現在は水戸まで通勤をしておりますが、10月から単身赴任することになりまして、生活用備品費を計上したものでございます。

次に、目3 財政管理費で46万4,000円を減額するものでございます。これは、先ほど継続費でご説明申し上げましたが、年割額の平成21年度分であります46万4,000円を減額するものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

項の5 統計調査費、目の2 諸統計調査費で4万1,000円を増額するものでございます。これは、今回、旅費及び通信運搬費について、報酬に含めて今まで支払ってまいりました

が、県からの通知によりまして分けて支払うことになったために、通信運搬費等を組み替えたこと、それから、先ほど歳入で申し上げましたが、委託金の増額の内示があったことから、消耗品費を増額するものでございます。

次のページの款3民生費の目5医療総務費で197万2,000円を減額するものでございます。これは、国民健康保険特別会計の事業勘定に対する繰出金で、人事異動に伴います人件費の減額があったことによるものでございます。

次の目8介護保険費の増額は、介護予防短期入所生活介護の保険給付費の町負担金の増に伴うものであります。

次のページをお願いいたします。

下の方ですけれども、民生費、項の2児童福祉費、目1児童福祉総務費で節の23償還金・利子及び割引料で7万2,000円を増額するものでございます。これは、平成19年度の児童手当国庫負担金及び県の負担金の返還が生じたことによるものでございます。

次のページに行きまして、目の2児童措置費で279万円を減額するものでございます。これは、節13の委託料で346万9,000円の減額になっております。布川保育園の入所児童数が当初の見込みより少ないために減額するものでございます。また、節19負補交で67万9,000円を増額するものです。これは、現在、布川保育園の入所児童が90人定員の8割に達していないため、入所児童数と定員の8割の差の児童数について、町の民間保育所補助金交付要綱に基づきまして、4歳児の保育単価により補助を行うためのものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目6農村環境整備事業費で129万2,000円を増額するものでございます。これは、先ほど歳入でも申し上げましたが、森林補償税活用事業としまして、立木蛟もう神社周辺の森林の整備事業を行うものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

款9教育費、項4社会教育費、目6資料館費で77万2,000円を増額するものでございます。これは、歴史民俗資料館の臨時職員を雇用するための賃金等を計上したものでございます。

最後に、款11諸支出金、項1基金費、目1財政調整基金費で8,500万円を増額するものでございます。これは、地方財政法に規定に基づきまして、決算余剰金を積み立てるものでございます。

目7利根町土地開発基金費につきましては、定額資金運用基金のため、運用利子を節28繰出金に計上しなければならないところを、誤って節25積立金に計上したため、組み替えを行うものでございます。

次に、目10利根町環境施設整備基金費で1億5,300万円を計上するものでございます。これは、今後の負担金などの財源に充てるため、積み立てを行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第59号及び議案第60号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第59号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、事業勘定につきましてご説明申し上げます。

歳入でございますが、款8繰入金、目1一般繰入金で199万円の減額になってございます。これは、人事異動に伴います人件費の減であります。

款9繰越金、目1療養給付費交付金繰越金で159万6,000円の増額となっております。これは、退職者被保険者等に対する前年度の繰越金でございます。

目2のその他繰越金で4,897万7,000円の増額となっております。これは、一般被保険者に対する前年度の繰越金でございます。

続きまして、下のページにあります歳出について、ご説明申し上げます。

款1総務費、目1一般管理費で199万円の減額となっております。先ほど歳入でご説明いたしましたとおり、人事異動に伴います人件費の減によるものであります。

款2保険給付費、目4退職被保険者等療養費で328万円の増額となっております。当初見込みより療養費がふえたため、増額するものであります。

次のページをお願いいたします。

目2の退職被保険者等高額療養費で667万6,000円の増額でございます。これも、当初見込みより高額療養費がふえたことに伴いまして増額するものであります。

款3後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金といたしまして825万3,000円の増額となっております。今年度の後期高齢者支援金の確定に伴いまして増額するものであります。

款3保健事業費、目1保健衛生普及費で320万円の増額となっております。これは、人間ドック及び脳ドックの検診業務の委託料でありまして、120人分を増額委託するためのものであります。

款9基金積立金、目1財政調整基金費で2,318万9,000円の増額であります。これは、19年度の決算余剰金を積み立てするものであります。

款10諸支出金、目3償還金で315万円の増額となっております。これは平成19年度の療養給付費の実績に伴いまして、国庫支出金の返還金並びに退職者医療交付金の返還金であります。

同じく目2の一般会計繰出金で282万5,000円の増額となっております。これは、平成19年度の決算確定に伴いまして、一般会計に戻し入れするものであります。

続きまして、事業勘定についてご説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、款4繰入金、目1財政調整基金繰入金で649万4,000円の減額となっております。これは、前年度の決算余剰金を基金に戻し入れするものであります。

款5繰越金で1,640万7,000円の増、これは前年度の繰越金でございます。

続きまして、その下にあります歳出について、ご説明申し上げます。

款1総務費、目1一般管理費で171万円の増額となっております。これは、人事異動に伴います人件費の増であります。

款3基金積立金、目1財政調整基金費で820万3,000円を増額するものであります。これは、平成19年度の決算余剰金を積み立てするものであります。

以上でございます。

続きまして、議案第60号 平成20年度利根町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。款5繰越金で3,296万5,000円の増額となっております。これは前年度の繰越金であります。

歳出でございますけれども、款2諸支出金、目1一般会計繰出金といたしまして3,296万5,000円の増額となっております。これは、平成19年度の決算確定に伴いまして、一般会計に戻し入れするものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第61号について、補足説明を求めます。

都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、議案第61号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

初めに、歳入ですけれども、款4繰入金、目1の財政調整基金繰入金で929万3,000円の増額ですけれども、これは、歳出での増額分を財政調整基金から繰り入れをするものでございます。

款5の繰越金、目1の繰越金ですけれども530万8,000円の増額となっておりますが、前年度繰越金でございます。

次に、歳出ですけれども、次のページになりますけれども、款1下水道費、目1公共下水道建設事業費で928万2,000円を増額するものでございます。これは、4月1日の人事異動に伴いましての人員費の増と、歳入で説明申し上げました前年度繰越金の2分の1相当額270万円を財政調整基金に積み立てをするものでございます。

目2の公共下水道維持管理費におきまして531万9,000円の増額でございます。内容の主なものでございますが、節2、3、4につきましては、人事異動によります人件費の増でございます。節13の委託料364万4,000円の増額補正ですけれども、次のページ、7ページをお願いいたします。右中下の使用料徴収事務費といたしまして、来年度秋ごろになるかと考えておりますけれども、事務事業の合理化を図るために、下水道使用料金と上水道使用料金の徴収を一本化するための準備作業に入りますことから、システム導入委託、また、システムデータの抽出作業を委託するものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第62号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第62号 平成20年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）について、補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。款2繰越金で493万6,000円の増額となっております。これは前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出でございますけれども、款1霊園事業費、目1事業費で493万6,000円の増額となっております。前年度繰越金を財政調整基金に積み立てするものであります。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第63号及び議案第64号について、健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第63号 平成20年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款3国庫支出金、項1の国庫負担金、目1介護給付費負担金で6,000円の増額でございます。これは、介護給付費の特定入所者、介護予防サービス費の増額が見込まれることから、国の負担割合であります20%を乗じた金額でございます。

次に、項2の国庫補助金、目1調整交付金で1,000円、款4の支払基金交付金、目1の介護給付費交付金で8,000円、款5県支出金、目1の介護給付費負担金で4,000円、款6繰入金、目1介護給付費繰入金で4,000円をそれぞれ増額するものでございます。これらにつきましても、介護給付費の増額に伴いまして、それぞれの負担割合、調整交付金が5%、支払基金交付金につきましては31%、県12.5%、町12.5%で乗じて計上したものでございます。

款7の繰越金、目1繰越金で2,810万7,000円の増額でございますが、これは前年度の繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、款2保険給付費、項5特定入所者介護サービス等費、目3

の特定入所者介護予防サービス費で2万8,000円の増額でございますが、特定入所者介護予防サービス給付費の増によるものでございます。これは、介護保険施設等における居住費、食費につきましては、在宅と同様に保険給付の対象外となり、自己負担していただくものでございますが、低所得者にとって過重な負担とならないように、国が定める基準費用額と、町が認定した個人の負担限度額との差額を給付するものでございます。

款5基金積立金、目1介護給付費基金積立金で953万円の増額をするものでございます。これは、前年度繰越金から、今回の款6諸支出金の国庫支出等返還金及び一般会計繰出金の歳出分を差し引きました余剰金を、介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

款6諸支出金、項1の償還金及び還付加算金で577万9,000円の増額でございます。これは、平成19年度の介護給付費及び地域支援事業費の精算確定によりまして、国庫支出金及び県支出金の介護給付費負担金等の超過負担分を返還するためのものでございます。

次に、項2の繰出金で1,279万3,000円の増額でございます。これは、平成19年度におきまして、介護給付費の町負担分及び事務費等に係る経費を一般会計から繰り入れておりますが、19年度の精算確定に伴いまして、超過繰入分を一般会計に戻すものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第64号 平成20年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款3繰越金753万9,000円の増額でございますが、前年度繰越金でございます。

歳出の方は、款2の諸支出金で、一般会計繰出金753万9,000円の増額でございますが、19年度の決算確定に伴いまして、一般会計に繰り出すものでございます。

以上でございます。

議長(岩佐康三君) 次に、議案第65号について、水道課長飯塚正夫君。

〔水道課長飯塚正夫君登壇〕

水道課長(飯塚正夫君) 議案第65号 平成20年度利根町水道事業会計補正予算(第1号)の補足説明をいたします。

3ページを開いてください。

収益的収入及び支出でございますが、目3総係費で、給料手当、法定福利費の減額は、人事異動に伴う補正でございます。

次の備品消耗品費525万円の増額でございますが、公営企業会計システムの更新のための、ハード、クライアント及びソフトの購入費でございます。

次の委託費は、今年度4月から稼働しております水道料金システムの保守料サポートでありまして、10月からの半年分の料金でございます。

次に、資本的収入及び支出の支出でございますが、目7国庫補助金返還金でありまして、本管工事アスベスト除去工事の18年度国庫補助金で国より余分に補助を受けておりました

借受消費税の返還金であります。今回の補正分は、平成19年9月の定例議会において補正予算で承認いただいたものでございましたけれども、茨城県と国の厚生労働省との調整不足により、19年度に返還できなかったものを再度計上したものでございます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第3号）及び議案第65号 平成20年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）までの8件については、本日は、議案調査のため説明のみにとどめ、明日の9月5日に質疑・討論・採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第21、請願第7号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願、及び日程第22、請願第8号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願の2件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、請願第7号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願、及び請願第8号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願の2件を一括議題といたします。

趣旨説明を求めます。

請願第7号及び請願第8号について、請願者及び紹介議員がそれぞれ同一人なので、一括して説明を求めます。

紹介議員高木博文君。

〔紹介議員高木博文君登壇〕

紹介議員（高木博文君） 請願の趣旨を述べさせていただき、提案とかえさせていただきます。

ご承知のように、原油の高騰に基づき、農業資材あるいは農業にかかわる諸費用、漁業等も含めてですけれども、かなりなりわいを圧迫する状況が生まれております。それを基にして、7号の方は提案させていただきます。

燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願。

意見書として関係先に送付していただきたいという中身であります。

趣旨は、燃料、肥料、飼料、ビニール類、ダンボールなどあらゆる農業資材の価格が短期間に高騰し、農家経営に重大な打撃をもたらしています。しかも、こうした生産コスト

の上昇分は農家の出荷価格に反映されないため、農家経営にストレートにのしかかる状況になっています。

国際的に穀物価格は高騰し、安定的な輸入が危ぶまれているもとの、国内産の増産による食料自給率の向上が待ったなしとなっているいま、このような事態を放置するならば、国民生活に重大な影響をもたらすことは明らかであり、政府としての万全の対策が急務となっています。

先般、政府が漁業者に対する燃料高騰対策として打ち出した緊急対策は、漁民の要求からすれば不十分なものですが、直接補てんを含んでいることは重要と考えます。農家の苦境を緩和するための対策が急がれています。

よって、次の事項の実現を求めます。

具体的な請願事項としましては、政府において石油、肥料、飼料、農業資材の高騰分の補償を含む対策を実施すること。2、原油や穀物への投機を規制すること。

この中身で意見書の採択、地方自治法第99条の規定による意見書を提出することを請願するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣。

以上であります。

引き続き、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について、説明をさせていただきます。

連日報道されておりますように、原油の高騰がもたらしたさまざまな問題は、食糧生産に当たっても大変な悪影響を与えております。そうしたもとの、特に発展途上国における食糧問題は、極めて深刻になっております。そうしたもとの、日本においては、国内で生産が可能であるにもかかわらず、ミニマムアクセス米を輸入することを前提にした生産調整等が行われている、そういう中でのさまざまな問題が発生しております。

請願趣旨は、この間、トウモロコシ、大豆、小麦、米などの国際相場が急騰し、輸入穀物を原料とする食品や飼料価格等が値上がりして国民生活に重大な影響をもたらしています。

米や穀物の価格高騰は、全世界に深刻な影響を及ぼし、6月には緊急の「食糧サミット」が開催され、7月の「洞爺湖G8」でも、環境問題とあわせて食糧問題の解決が重要なテーマになりました。

食糧価格の高騰の原因は、複合的で構造的であるだけに価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念されています。

こうしたなかで、国民に需要のないミニマムアクセス米が年間77万トン輸入されていますが、今年4月には価格高騰の影響で初めて不落札になるという事態になっています。

これ以上、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格

の高騰に加担し、途上国の食糧を直接奪うことにならざるをえません。国内では「生産過剰」が米価下落の原因であるとして生産調整が拡大・強化されていることからしてもミニマムアクセス米の輸入は許されるものではありません。

政府は、輸入があたかもW T O農業協定上の〔義務〕であるかのようになっていますが、本来、輸入は義務ではなく「輸入の機会の提供」にすぎません(99年11月の政府答弁)。

国際的には米や穀物の需給が逼迫し、先般、決裂したW T O交渉は、今後数年間交渉が宙に浮くことや、ラウンドそのものの崩壊すら取り沙汰されています。今、求められているのは、従来の枠組みにとられることのない危機的な事態への対応です。よって、次の事項を実現する意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

請願事項といたしましては、1. ミニマムアクセス米の輸入を停止すること。

以上であり、地方自治法第99条の規定により意見書を出していただくことを請願するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣。

以上であります。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長(岩佐康三君) 説明が終わりました。

質疑を行ないます。

まず、請願第7号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願について。

次に、請願第8号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について。

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願第7号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願、及び請願第8号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願の2件は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(岩佐康三君) 異議なしと認めます。請願第7号及び請願第8号の2件は、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

議長(岩佐康三君) 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後零時02分散会